

四万十町条例 16 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例（平成 18 年四万十町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「、独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 8 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定する補助金等」を加える。

(四万十町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 四万十町税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年四万十町条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 3 項の表第 98 条第 1 項の項中「第 1 条の規定」を削り、同条第 10 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 12 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改め、同条第 14 項の表第 7 項の表以外の部分の項中「から」を「同項から前項まで」に、「、第 5 項及び」を「同項、第 5 項及び前項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 10 条の 3 第 8 項第 5 号の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に

改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）
第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。）附則第 15
条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項に規定する区分
所有に係る家屋に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税につい
て適用する。